



島根県報

平成27年6月5日（金）

第2,705号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

平成27年6月定例県議会の招集	（財 政 課）	2
平成27年度第4次自衛官募集	（防災危機管理課）	2
生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定（2件）	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	3
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示（2件）	（森 林 整 備 課）	4
指定漁船調書の縦覧	（水 産 課）	4
土砂災害特別警戒区域の指定	（砂 防 課）	5
土砂災害特別警戒区域の指定の解除	（ " ）	6
建築基準法の規定による構造計算適合性判定の委任	（建 築 住 宅 課）	6

【公 告】

基本測量の実施	（技 術 管 理 課）	7
---------	-------------	---

【特定調達公告】

島根県立江津工業高等学校「普通旋盤」一式に係る一般競争入札の実施	（教 育 施 設 課）	8
大型水産練習船「神海丸」検査工事及び修繕工事一式に係る随意契約の相手方等	（学 校 企 画 課）	10

【教委規則】

島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する規則の一部を改正する規則	（社 会 教 育 課）	10
-----------------------------------	-------------	----

告 示**島根県告示第430号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成27年6月16日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

平成27年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第431号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、平成27年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成27年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 募集種目
自衛官候補生 男子（海上・航空自衛隊）
- 2 応募資格
日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の者
- 3 応募締切
平成27年6月26日（金）
- 4 試験期日
平成27年6月27日（土）
- 5 試験会場
陸上自衛隊出雲駐屯地
出雲市松寄下町1142-1（電話0853（21）1045）
- 6 試験科目
(1) 筆記試験（国語・数学・社会・作文）
(2) 口述試験・適性検査・身体検査
- 7 採用予定日
採用予定通知書により通知する。
- 8 問合せ先
自衛隊島根地方協力本部
松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

島根県告示第432号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成27年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日

門脇内科胃腸科医院	松江市雑賀町205番地	平成27年3月29日
高垣皮膚科クリニック	出雲市東園町498番地	平成27年4月1日

島根県告示第433号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成27年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社 三木 工務店	浜田市原町51番地	通所介護	デイサービス に こにこふくちゃん	浜田市下府町327番地43	平成27年5 月1日
株式会社 三木 工務店	浜田市原町51番地	介護予防通所介護	デイサービス に こにこふくちゃん	浜田市下府町327番地43	平成27年5 月1日

島根県告示第434号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成27年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社ハピネ ライフケア	米子市目久美町34番12 号	認知症対応型共同 生活介護	グループホームす いせん渡橋	出雲市渡橋町304番地1	平成27年3 月31日
株式会社ハピネ ライフケア	米子市目久美町34番12 号	介護予防認知症対 応型共同生活介護	グループホームす いせん渡橋	出雲市渡橋町304番地1	平成27年3 月31日

島根県告示第435号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成27年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
門脇内科胃腸科医院	松江市雑賀町205番地	平成27年3月29日
コクミン薬局シャミネ松江店	松江市朝日町宇伊勢宮472番地2 松江駅構内112号	平成27年3月24日

島根県告示第436号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サ

ービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成27年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人だんだん	通所介護	福来の里デイサービスセンター	隠岐郡海士町大字海士1470番地1	平成27年6月
	介護予防通所介護			1日

島根県告示第437号

平成27年農林水産省告示第1150号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を益田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成27年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
益田市大谷町2120-212	石田 和貴	益田市遠田町3070-25
益田市大谷町2120-68	御神本 康一	広島県福山市寺町13番20-703号メゾン八杉
益田市大谷町2120-210	御神本 堅	益田市大田町457
益田市戸田町イ1217-1	綾野 静子	益田市戸田町イ546-3

島根県告示第438号

平成27年農林水産省告示第1151号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を雲南市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成27年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
雲南市木次町東日登381、1887-5、1887-6	藤井 暁	雲南市木次町東日登380
雲南市木次町東日登360、1896-3	藤井 高文	東京都北区王子6-2-4-405

島根県告示第439号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成27年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

松江市秋鹿町4203 樋原英二
〃 西浜佐陀町905 門脇稔享
〃 鹿島町佐陀宮内645 新宮文雄

イ 加入区

宍道湖湖北加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

宍道湖漁業協同組合

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

宍道湖漁業協同組合

2(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

出雲市多久町689 渡部和夫
〃 園町148 小村 清
〃 鹿園寺町57 立石住義

イ 加入区

宍道湖平田加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

宍道湖漁業協同組合

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

宍道湖漁業協同組合

島根県告示第440号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

江津市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

田ノ原

3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第441号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成19年島根県告示第818号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成27年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る市町村の名称

江津市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

田ノ原

3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第442号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を次のとおり行わせることとしたので、同法第77条の35の8第1項の規定により告示する。

平成27年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名称及び住所	業務区域	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	構造計算適合性判定の業務	構造計算適合性判定の業務の開始の日
一般財団法人ベターリビング 東京都千代田区富士見二丁目7番2号	島根県 全域	東京都千代田区富士見二丁目7番2号	構造計算適合性判定を必要とする、床面積が2,000平方メートルを超える建築物の判定	平成27年6月1日
一般財団法人日本建築センター 東京都千代田区神田錦町一丁目9番地	島根県 全域	東京都千代田区神田錦町一丁目9番地 大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号	構造計算適合性判定を必要とする、床面積が2,000平方メートルを超える建築物の判定	平成27年6月1日
ビューローベリタスジャパン株式会社 神奈川県横浜市中区山下町1番地	島根県 全域	東京都千代田区神田駿河台二丁目8番 神奈川県横浜市西区高島二丁目19番12号	構造計算適合性判定を必要とする、床面積が2,000平方メートルを超える建築物の判定	平成27年6月1日
一般財団法人日本建築総合試験所 大阪府吹田市藤白台五丁目8番1号	島根県 全域	大阪府大阪市中央区内本町二丁目4番7号	構造計算適合性判定を必要とする、床面積が2,000平方メートルを超える建築物の判定	平成27年6月1日
株式会社建築構造センター	島根県 全域	島根県松江市中原町6番地 東京都新宿区新宿一丁目8番1号 大橋	構造計算適合性判定を必要とする全ての建築	平成27年6月1日

東京都新宿区新宿一丁目8番1号	御苑駅ビル6階 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ3階 福島県郡山市中町11番5号 やまのいビル1003号室 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング3階 神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号 日総第8ビル8階 愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号 久屋パークビル7階 岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号 成広ビル2階 広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうぎんビル704-2号室 愛媛県松山市三番町七丁目13番13号 ミツネビルディング601号室 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号 いちご佐賀ビル704号室 長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビル8階 宮崎県宮崎市川原町5番10号 ミネックス川原8階 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 鹿児島MSビル2階B号室 沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号 沖縄県建設会館4階	物の判定	
-----------------	---	------	--

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年6月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

2 作業期間

平成27年7月10日から平成28年3月31日まで

3 作業地域

出雲市、大田市、雲南市、飯南町

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成27年6月5日

島根県教育委員会教育長 藤原孝行

1 入札に付する事項**(1) 件名及び数量**

島根県立江津工業高等学校「普通旋盤」 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年12月28日（月）

(4) 納入場所

島根県立江津工業高等学校（島根県江津市江津町1477）

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「機械器具類」中分類「工作機械」に記載されている者であること。

(4) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、機器の操作方法のサポート又は故障発生時の修理・部品取替に速やかに対応できる者であること。

(5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。

(6) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札手続等**(1) 担当部局（問合せ先）**

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階

島根県教育庁教育施設課

電話 0852-22-6602

ファクシミリ 0852-22-6016

(2) 入札説明書の閲覧期間及び閲覧方法

平成27年6月5日（金）から同月30日（火）までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、入札に参加を希望する者は、本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入し、押印の上、フアクシミリで(1)の部局へ送付すること。

(3) 入札書の提出期限等

日時 平成27年7月17日（金）午前10時まで（郵便入札にあつては、平成27年7月17日（金）午前9時必着）
場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室（郵便入札にあつては、(1)の場所）

(4) 開札の日時及び場所

日時 平成27年7月17日（金）午前10時から
場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

4 その他

(1) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2第1号、第3号及び第7号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を3(1)の場所に平成27年6月30日（火）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied :

Details : Engine lathes

Desired Date of Delivery : 28 December 2015

Place of Delivery : Shimane Prefectural Goutsukougyo High School 1477 Goutsucho, Goutsu-shi, Shimane-ken

(2) Deadline for Tender : 10 : 00 a.m. 17 July 2015 (Applications by mail must arrive at the Office above by

9 : 00 a.m. 17 July 2015)

- (3) Please tender all information to : C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture 1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502
Telephone : 0852-22-6602

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成27年6月5日

島根県教育委員会教育長 藤原孝行

- 1 物品等又は役務の名称及び数量
大型水産練習船「神海丸」検査工事及び修繕工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県教育庁学校企画課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社ヤマニシ 代表取締役 長倉 清明 宮城県石巻市西浜町1番地2
- 5 随意契約に係る契約金額
116,229,600円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

教 育 委 員 会 規 則

島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月5日

島根県教育委員会委員長 仲佐久子

島根県教育委員会規則第18号

島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する規則の一部を改正する規則

島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する規則（昭和52年島根県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第8条中「5冊」を「10冊」に改める。

第13条中「子ども会」の次に「、職場」を加える。

第21条中「県内市町村立図書館等」を「県内の市町村立図書館、高等学校及び特別支援学校の学校図書館（学校司書等の担当者が配置されたものに限る。）等」に改める。

第23条第2項に次のただし書を加える。

ただし、館長が別に定めた基準に該当するときは、この限りでない。

様式第3号中「5冊」を「10冊」に改める。

「

様式第4号中			性 別	を
	姓	名		

」

「

姓	名	

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年7月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際、現に残存するものについては、当分の間、これを取り繕い使用することができる。